Ｕターン就職のために企業の採用面接やインターンシップを受けられる方へ

令和4年度

山形県Ｕターン就職活動交通費助成事業

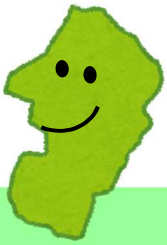

この事業を使って
たくさんの方が
Ｕターンしました！

山形県内で実施される採用面接を受けたり、インターンシップに参加したりするための交通費の一部を助成します。

上限額　１０，０００円
（１人２回まで）

詳しくは裏面をご覧ください

お　問　合　せ　窓　口

●山形県　Ｕターン情報センター
〒102-0093　東京都千代田区平河町 2-6-3
都道府県会館 13 階　山形県東京事務所内
TEL 03(5212)8996　FAX 03(5212)9028
MAIL yu-turn @ pref.yamagata.jp

●山形県　産業労働部　雇用・産業人材育成課
〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1 県庁 8 階
TEL 023(630)2711　FAX 023(630)2376
MAIL ykoyo @ pref.yamagata.jp

ＨＰは
こちら！

令和4年度　山形県Uターン就職活動交通費助成事業の概要

◆ 補助金の交付を受けるにあたって必要な条件 ◆

①～③の条件をすべて満たすこと

① 現在、山形県外に居住している
② 山形県Ｕターン情報センターに利用者登録を行っている
　※ なお、山形県と学生ＵＩターン就職促進に関する協定を締結している大学(協定締結大学)の学生の場合は、在学を証明することで省略可
③ 山形県内で実施する採用面接又はインターンシップ(３日間以上)に参加している

協定締結大学等

（R4.4.1 現在）

東海大学・神奈川大学・専修大学・大東文化大学・日本大学・明治大学・国士舘大学・駒澤大学・東洋大学・文教大学・立教大学・帝京大学・帝京大学短期大学・明治学院大学・立正大学・拓殖大学・立命館大学・法政大学・千葉商科大学・神奈川工科大学・関東学院大学・東京工科大学・日本工学院専門学校・日本工学院八王子専門学校・日本工学院北海道専門学校・東北学院大学・東北工業大学

◆ 対象となる経費 ◆

令和４年４月１日～令和５年３月 10 日までの、申請者の住所地から県内企業との面接地又はインターンシップ地までの往復の移動に要した交通費(鉄道、航空機、高速バスのいずれか。宿泊料込みのパック旅行商品も可)

※原則、面接日又はインターンシップの前後７日以内の移動に係る経費が対象となります。
※公務員試験及び行政機関が実施するインターンシップは対象外です。

◆ 補助金の額 ◆

対象経費の 1/2(100 円未満切り捨て)又は 10,000 円のいずれか低い額
(1 人につき２回まで受給できます)

※企業から交通費の支給・助成があった場合は、補助金額を調整する場合があります。

※予算額に達した場合、受付を終了させていただきますので御了承下さい。

◆ 申請手続きの流れ ◆

登録

＜一般＞
山形県Uターン情報センターにおいて利用者登録を行う（メール可）

＜協定締結大学の学生＞
在学を証明する又は山形県Uターン情報センターにおいて利用者登録を行う（メール可）

面接等

採用面接・インターンシップ
(実施場所は山形県内)

面接時又はインターンシップ時に、面接・インターンシップ実施証明書に企業側から必要事項の記入・押印を受ける
※実施日を証明できる任意資料でも可

採用面接又はインターンシップを受けた後、**30 日以内**（※）に申請
※２月 14 日以降に実施された場合は、３月 15 日までに申請してください

提出

山形県雇用・産業人材育成課に申請書類を提出(郵送)

【提出書類】
① 山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請書
　※振込先口座に係る通帳の見開き部分の写しなど振込先が確認できるものを添付
② 面接・インターンシップ実施証明書、又は面接・インターンシップの実施を証明できるもの
③ 支出した経費の領収書の原本、又は支払いを証明できるもの

（県）申請書類の審査 ⇒ 申請者へ交付決定通知を郵送

申請時の指定口座に補助金の振込